

令和 6年 6月 11日

(名称) 深川市地域公共交通活性化協議会

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

深川市は、北空知圏域をはじめとする広域連携によるまちづくりを推進しており、周辺市町を結ぶバスや鉄道は北空知圏域の住民を中心とした通学や通院、買物等の足として重要な役割を果たしている一方で、人口減少や少子高齢化の進行、マイカーの普及に加え、近年は原油・物価高騰の影響なども出ているため、収支の悪化などからバス路線の確保・維持が喫緊の課題となっている。

I 市内循環線

1年間の実証実験を経て、平成31年4月1日より本格運行を開始しており、JR深川駅、各病院、公共施設、商業施設などの主要施設や、まちなかの住宅密集地などを結び、市内移動の基幹的な役割を果たすとともに、周辺市町と深川市を結ぶ広域路線に接続する重要な位置づけにある。

II デマンド交通「納内経由菊丘線」

2年半の実証実験を経て、令和6年4月1日より本格運行を開始。路線廃止となった路線バス更進線及び芦旭線の代替交通として対象地域の生活交通として、通院や買い物等に利用されるほか、JR深川駅・JR納内駅と接続し、他市町への移動にも不可欠な存在となっている。

また、自宅から指定乗降場所までを運行するドアtoドア方式を採用することで、路線バスと比べて利便性も向上されている。

今後は人口減少や少子高齢化が加速し、利用者が減少していくことが予想される中で、持続可能な公共交通網の形成を図るためには両路線は極めて重要であることから、確保・維持していく必要がある。

2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果

(1) 事業の目標

人口減少及び深川市地域公共交通計画の目標値（輸送人数）を基にした数値目標のため、現状の改善となっていない目標となっていますが、利用実態に合わせた運行時間帯の検討や多様な交通手段の検討による運行の最適化によって利用者の確保を行い、緩やかな減少を目標とします。

■市内循環線【本計画 P81 参照】

※P81 に記載している現況値と目標値は西北星線と多度志線及び市内循環線の合計値のため、内数で記載

●輸送人数

- ・現況値 20,752 人（令和5年）
- ・目標値 20,129 人以上（令和7年）

●収支率

- ・現況値 22%（令和5年）
- ・目標値 21.3%（令和7年）

●行政負担額

- ・現況値 9,096 千円（令和5年）
- ・目標値 9,377 千円以下（令和7年）

■デマンド交通「納内経由菊丘線」

●輸送人数

- ・現況値 404 人（令和5年）
- ・目標値 392 人以上（令和7年）

●収支率

- ・現況値 8.4%（令和5年）
- ・目標値 8.1%以上（令和7年）

●行政負担額

- ・現況値 2,203 千円（令和5年）
- ・目標値 2,203 千円以下（令和7年）

(2) 事業の効果

両路線を維持することにより、日常生活に必要不可欠な移動手段が確保されるとともに、周辺市町を結ぶバスや鉄道と接続することで、効率的な運行体系が実現でき、人の流動を促進し地域活性化につながる。

3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体

I 市内循環線：空知中央バス株式会社

【深川市】

- ・70歳以上の市民を対象とした高齢者バス利用料金助成事業の実施

【深川市及び深川市地域公共交通活性化協議会】

- ・路線バス乗り方教室の実施
- ・運行経路やダイヤ見直し等による利用促進策の検討
- ・その他目標達成に必要となるもの

【事業者】

- ・感染症拡大防止対策（車内の換気、消毒など）

II デマンド交通「納内経由菊丘線」：有限会社納内ハイヤー

【深川市】

- ・利用実績分析を基にしたダイヤ見直し等による利用促進策の検討

【深川市及び深川市地域公共交通活性化協議会】

- ・運行状況の情報共有や課題解決策の検討
- ・他市町の事例の研究・情報交換
- ・その他目標達成に必要となるもの

【事業者】

- ・効率的な運行となるような利用者との調整や運行管理の実施
- ・感染症拡大防止対策（車内の換気、消毒など）

4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表1」を添付。

5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額

市内循環線の運行に係る費用総額見込19,862千円に対し、運行収入及び国庫補助金を運行経費から差し引いた差額分を深川市から事業者へ負担することとしている。

6. 2. の目標・効果の評価手法及び測定方法

■市内循環線

- ・利用者数や収支について、定期的な乗降調査や評価指標に対する継続的なモニタリング・評価を実施
- ・輸送人数に対応した輸送手段（車両の小型化等）を検討
- ・利用ニーズと収益性を踏まえた運行時間帯の最適化

■デマンド交通

- ・乗合率や収益率に応じた運行内容の検討・見直し
- ・利用者数の継続的なモニタリングによる沿線住民のニーズ把握

7. 別表1の補助対象事業の基準ホただし書に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要

【地域間幹線系統のみ】

※該当なし

8. 別表1の補助対象事業の基準二に基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧

【地域間幹線系統のみ】

※該当なし

9. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項

【地域間幹線系統のみ】

※該当なし

10. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

【地域内フィーダー系統のみ】

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表5」を添付。

11. 車両の取得に係る目的・必要性

【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

市内循環線を運行するバス車両については、現状の輸送量に見合ったダウンサイジングを行い輸送の効率化を図る必要があるとともに、耐用年数を大幅に上回る20年を経過している車両であるため、早急な入れ替えが必要となっていることから、安全な輸送を確保するために令和5年9月に小型車両を1台購入した。

| |
|---|
| 12. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】 |
| (1) 事業の目標 |
| 市内循環線の収支率を 18.0%以上（直近年度の実績 17.0%）とする。 |
| (2) 事業の効果 |
| 市内循環線を維持することにより、日常生活に必要不可欠な移動手段が確保されるとともに、周辺市町を結ぶバスや鉄道と接続することで、効率的な運行体系が実現でき、人の流動を促進し地域活性化につながる。 購入予定の車両と既存車両と合わせて、3台を利用実態に合わせ配車することで、効率的な運行形態を構築する。 |
| 13 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の総額、負担者とその負担額 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】 |
| 地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表 6」を添付。 なお、地域公共交通確保維持事業によって運行を維持する市内循環線の車両の取得について、購入費用総額 6, 1 1 5, 1 0 6 円のうち、国庫補助金を差し引いた差額は空知中央バス株式会社において負担することとしている。 |
| 14. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策） 【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】 |
| ① 車両の代替による費用削減等の内容 ※該当なし |
| ② 代替車両を活用した利用促進策 ※該当なし |
| 15. 貨客混載の導入に係る目的・必要性 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】 |
| ※該当なし |
| 16. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】 |
| (1) 事業の目標 |
| ※該当なし |
| (2) 事業の効果 |
| ※該当なし |
| 17. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担 |

額【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

※該当なし

18. 協議会の開催状況と主な議論

■令和5年度

- 第1回 (R5. 6. 7) 地域内フィーダー系統確保維持計画の策定について合意
 第2回 (R5. 12. 21) 地域内フィーダー系統確保維持計画の事業評価について合意
 地域公共交通網形成計画の総評価について合意
 地域公共交通計画の策定について合意

- 第3回 (R6. 3. 27) 地域内フィーダー系統確保維持計画の変更について合意

■令和6年度

- 第1回 (R6. 6. 11) 地域内フィーダー系統確保維持計画の策定について合意

19. 利用者等の意見の反映状況

深川市地域公共交通活性化協議会の構成員として、市民及び利用者代表の参画を得ており、本計画策定にあたって審議いただいた。

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住 所) 深川市2条17番17号

(所 属) 企画総務部まち未来推進課

(氏 名) 寶田 颯太

(電 話) 0164-26-2246

(e-mail) machimi@city.fukagawa.lg.jp

注意： 本様式はあくまで参考であり、補助要綱の要件を満たすものであれば、この様式によらなくても差し支えありません。

実際の計画作成に当たっては補助要綱等を踏まえて作成をお願いいたします。

各記載項目について、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画を作成している場合には、当該計画から該当部分を転記したり、別添〇〇計画△節のとおり、等として引用したりすることも可能です。(ただし、上記2.・3.については、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画に定める目標、当該目標を達成するために行う事業及びその実施主体に関する事項との整合性を図るようにして下さい。また、地域公共交通計画全体として、協議会における協議が整った上で提出される必要があります)。

※該当のない項目は削除せず、「該当なし」と記載して下さい。